

# 第5期知多北部広域連合介護保険事業計画 《概要版》

(平成24年度～平成26年度)

知多北部広域連合の第5期介護保険事業計画を策定しました。

将来を見据え、高齢者を取り巻く社会状況の変化に対応する新しい計画です。

## 1 計画の背景と趣旨

平成27年(2015年)には、第1次ベビーブームの世代が65歳以上となり超高齢社会を迎えます。知多北部広域連合においても、平成26年の高齢化率は21.5%と推計され、平成37年(2025年)には、高齢化率がピークを迎えると予想されます。このような中、高齢者が地域で安心して暮らせるように、また、高齢者の生活を地域全体で支えることができる体制を整えることが重要になっています。

## 2 計画の目的と目標

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供するための「地域包括ケアシステム」の実現の一翼を担うことを目的として、次の目標を掲げました。

### (1) 適正な介護給付

#### ① 居宅系サービスの充実

高齢者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、居宅系サービスの充実を図ります。

#### ② 介護保険施設等の重度者への重点化

居宅系サービスの充実を図ることにより、介護保険施設については、より重度の高齢者に重点を置きます。

### (2) 地域支援事業の充実

#### ① 介護予防の推進

誰もが参加しやすいよう介護予防事業の体制を整備し、介護予防効果の向上を図ります。

## ② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターを中心とした地域のネットワーク機能の強化を推進し、増加する地域の相談業務や認知症対策、高齢者虐待などの支援困難事例への対応のさらなる充実・強化を図ります。

### 3 計画期間中の高齢者の状況

広域連合内の高齢化率は、平成22年10月1日現在 18.8%です。これが平成26年度には21.5%となり、高齢化が一層進むことが推測されます。

また、高齢者全体の要介護認定率は14.03%で、7.1人に1人が要介護認定を受けています。

#### (1) 人口推計（各年度10月1日現在）

区 分		平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	人数	331,505人	336,140人	338,249人	339,891人
	増加率	—	1.4%	2.0%	2.5%
高齢者人口 (65歳以上)	人数	62,478人	66,842人	70,050人	73,065人
	増加率	—	7.0%	12.1%	16.9%
前期高齢者人口 (65～74歳)	人数	37,449人	38,686人	40,440人	42,270人
	増加率	—	3.3%	8.0%	12.9%
後期高齢者人口 (75歳以上)	人数	25,029人	28,156人	29,610人	30,795人
	増加率	—	12.5%	18.3%	23.0%
高齢化率		18.8%	19.9%	20.7%	21.5%

#### (2) 認定者数の推計（各年度10月1日現在）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	939人	1,054人	1,119人	1,186人	1,255人
要支援2	1,188人	1,302人	1,379人	1,470人	1,554人
要介護1	1,676人	1,793人	1,901人	2,025人	2,144人
要介護2	1,761人	1,878人	1,993人	2,129人	2,254人
要介護3	1,296人	1,350人	1,432人	1,530人	1,627人
要介護4	1,173人	1,111人	1,176人	1,257人	1,337人
要介護5	1,110人	1,164人	1,234人	1,316人	1,411人
計	9,143人	9,652人	10,234人	10,913人	11,582人
増加率	—	5.6%	11.9%	19.4%	26.7%

※平成22年10月1日現在の認定率は、65歳以上75歳未満4.2%、75歳以上28.7%です。

## 4 広域連合内の施設整備計画

広域連合では、計画期間中に次の施設整備を推進し、一層の施設の充実を図ります。

区 分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設系	介護老人福祉施設	施設数	1か所	1か所	2か所
		定員	100人	100人	240人
	介護老人保健施設	施設数			1か所
		定員			100人
※	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	2か所		
		定員	58人		
居住系	※ 認知症対応型共同生活介護	施設数	1か所	1か所	3か所
		定員	18人	18人	54人
	特定施設入居者生活介護	施設数	1か所		1か所
		定員	30人		60人
居宅系	※ 認知症対応型通所介護	施設数	2か所	1か所	
		定員	34人	12人	
	※ 小規模多機能型居宅介護	施設数	1か所		2か所
		定員	25人		50人

※印は地域密着型サービスの施設

## 5 サービスの利用見込量

### (1) 施設・居住系サービス

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設サービス利用者数	1,743人	1,934人	2,065人
介護老人福祉施設	744人	918人	1,040人
介護老人保健施設	831人	842人	847人
介護療養型医療施設	62人	62人	62人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	106人	112人	116人
介護専用居住系サービス利用者数	283人	307人	328人
認知症対応型共同生活介護	232人	256人	277人
地域密着型特定施設入居者生活介護	51人	51人	51人
計	2,026人	2,241人	2,393人

## (2) 居宅サービス

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	1,375人	1,444人	1,550人
訪問入浴介護	158人	162人	170人
訪問看護	590人	620人	644人
訪問リハビリテーション	115人	120人	125人
居宅療養管理指導	819人	845人	900人
通所介護	2,708人	2,822人	3,032人
通所リハビリテーション	667人	698人	751人
短期入所生活介護	708人	745人	800人
短期入所療養介護	145人	150人	160人
特定施設入居者生活介護	316人	350人	365人
福祉用具貸与	2,500人	2,600人	2,800人
福祉用具購入	86人	90人	96人
住宅改修	58人	60人	64人

## (3) 介護予防サービス

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防訪問介護	492人	510人	535人
介護予防訪問入浴介護	1人	1人	1人
介護予防訪問看護	70人	71人	71人
介護予防訪問リハビリテーション	10人	10人	10人
介護予防居宅療養管理指導	28人	30人	31人
介護予防通所介護	567人	590人	615人
介護予防通所リハビリテーション	117人	121人	129人
介護予防短期入所生活介護	14人	14人	14人
介護予防短期入所療養介護	2人	2人	2人
介護予防特定施設入居者生活介護	33人	33人	33人
介護予防福祉用具貸与	458人	480人	490人
介護予防福祉用具購入	23人	24人	25人
介護予防住宅改修	28人	28人	28人

## (4) 地域密着型サービス

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	113人	115人	128人
小規模多機能型居宅介護	100人	142人	155人

(5) 地域密着型介護予防サービス

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防認知症対応型通所介護	2人	2人	2人
介護予防小規模多機能型居宅介護	14人	14人	14人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人

6 地域支援事業

地域支援事業の主な内容は以下のとおりです。今後も各事業の充実に努めていきます。

介護予防事業(必須事業)	
二次予防事業	
二次予防事業の対象者把握事業	65歳以上で要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる二次予防事業の対象者を把握します。
通所型・訪問型介護予防事業	二次予防事業の対象者に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり・うつ・認知症に対する予防・支援などの事業を行います。
一次予防事業	高齢者全般を対象とする介護予防に関する啓発事業等を実施します。
包括的支援事業(必須事業)	
介護予防ケアマネジメント業務	二次予防事業の対象者が要介護状態等になることを予防するため、介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、対象者自らの選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行います。
総合相談支援業務	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。
権利擁護業務	高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、権利擁護のため必要な支援を行います(虐待の防止及び早期発見など)。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員及び地域の関係機関等との連携や在宅と施設の連携などにより、対象者の状況に応じて包括的かつ継続的に支援するためケアマネジメントを行います(支援困難事例に関する介護支援専門員への助言、地域における連携・協働の体制づくりなど)。
任意事業	
介護給付等費用適正化事業	介護(予防)給付に係る費用の適正化を図ります(ケアプランの点検及び被保険者のコスト意識を喚起する介護給付費通知など)。
その他の事業	介護給付等費用適正化事業以外の介護保険事業の運営安定化及びその他の高齢者が地域において自立した日常生活を送るための支援を行います。

## 7 介護保険料の算定

### (1) 保険給付費の見込みと介護保険料

サービスの利用見込みに基づく給付費に特定入所者サービス費等を含めた標準給付費見込額は、平成24年度から平成26年度までの3年間で、約510億円（第1期200億円、第2期290億円、第3期332億円、第4期395億円）と推計されます。

これに、地域支援事業費を加え、第1号被保険者負担割合21%を掛け、調整交付金差引負担額、保険料及び利用者負担の減免を加え、介護給付費準備基金取崩額、財政安定化基金取崩額を差し引くと、第1号被保険者負担必要額は約134億円になります。これを保険料率で調整した第1号被保険者数227,734人で割ると、1人当たりの第1号被保険者の基準保険料月額は、4,934円になります。

#### 1. 標準給付費及び地域支援事業費

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
標準給付費見込額 (A)	15,686,484,000	17,025,729,400	18,270,183,400	50,982,396,800
地域支援事業費 (B)	346,398,000	408,245,000	438,093,000	1,192,736,000

#### 2. 第1号被保険者負担金額

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
総給付費 (C) = (A+B)	16,032,882,000	17,433,974,400	18,708,276,400	52,175,132,800
第1号被保険者負担割合	21%			
第1号被保険者負担額 (D) = C*21%	3,366,905,000	3,661,135,000	3,928,738,000	10,956,778,000

#### 3. その他の経費等及び総費用額

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
調整交付金相当額 (E)	784,324,000	851,286,000	913,509,000	2,549,119,000
調整交付金見込交付割合	0.08%	0.08%	0.08%	
調整交付金見込額 (F) = A*0.08%	12,549,000	13,620,000	14,616,000	40,785,000
調整交付金差引負担額 (G) = (E-F)	771,775,000	837,666,000	898,893,000	2,508,334,000
財政安定化基金拠出金見込額 (H)				0
財政安定化基金償還金 (I)				0
介護給付費準備基金取崩額 (J)				40,000,000
財政安定化基金取崩による交付額 (K)				87,225,600
市町村特別給付費等〔減免分〕 (L)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	18,000,000
保険料収納必要額 (M) = D+G+H+I-J-K+L				13,355,886,400
予定保険料収納率	99.06%			
総費用額 (N) = M/99.06%				13,482,623,000

#### 4. 補正第1号被保険者数

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
第1号被保険者数	66,877	70,081	73,096	210,054
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (O)	72,506	75,979	79,249	227,734

#### 5. 算定保険料額

保険料VI〔年額〕 (P) = N/O				59,203
保険料VI〔月額〕 (Q) = P/12月				4,934

## (2) 所得段階別の保険料年額

第5期介護保険事業計画では、保険料負担を被保険者の負担能力に応じた設定とするために、保険料率を見直しました。所得段階においては、第3段階を細分化し、8段階10階層に区分しました。所得段階別の保険料年額は次のとおりです。

旧所得段階	旧保険料率	新所得段階	保険料率 保険料年額		対象者	
第1段階	0.5	第1段階	0.5	29,604円	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金受給者	
第2段階	0.5	第2段階	0.5	29,604円	世帯全員が市町村民税非課税者であって「合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円／年」を満たす方	
第3段階	0.75	特例	0.6	35,524円	第3段階のうち「合計所得金額＋課税年金収入額≤120万円／年」を満たす方	
		第3段階	0.75	44,406円	世帯全員が市町村民税非課税者であって、第2段階に該当しない方	
第4段階	特例	第4段階	特例	0.85	50,326円	第4段階のうち「合計所得金額＋課税年金収入額≤80万円／年」を満たす方
	1		1	59,208円	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が非課税者	
第5段階	1.15	第5段階	1.2	71,049円	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円未満の方	
第6段階	1.25	第6段階	1.35	79,930円	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	
第7段階	1.5	第7段階	1.6	94,732円	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	
第8段階	1.75	第8段階	1.85	109,534円	本人が市町村民税課税者で、合計所得金額が500万円以上の方	

## 8 保険料及び利用者負担の減免

次の要件に該当する方は、関係市町窓口へお申出ください。保険料及び利用料が減免されます。申請期間は、毎年度7月15日から3月31日までです。

保険料所得段階	減免の対象となる要件	介護保険料	利用者負担額
第1段階	①世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額)以下の方(年金なども含む) ②下記、共通減免対象要件を満たす方	第1段階の保険料額の1/2の額を減免	3/4を減免
第2段階		第2段階の保険料額の1/2の額を減免	
第3段階特例	①世帯の年間合計収入が66万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり16万円加算した額)以下の方(年金なども含む) ②下記、共通減免対象要件を満たす方	第3段階特例の保険料額の2/3の額を減免	
第3段階	第3段階の保険料額の2/3の額を減免		
第3段階特例	①世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額)以下の方(年金なども含む) ②下記、共通減免対象要件を満たす方	第3段階特例の保険料額の1/3の額を減免	1/2を減免
第3段階		第3段階の保険料額の1/3の額を減免	
共通減免対象要件	○市町村民税が課税の方に扶養されていないこと。(同一生計者を含む) ○預貯金が350万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額)以下であること。		

## 9 保険料の引き上げについて

第5期（平成24年度～26年度）の基準保険料月額額は4,934円で、第4期（平成21年度～平成23年度）の4,030円と比べ、約22.4%増となります。

### (1) 保険料が増となる理由

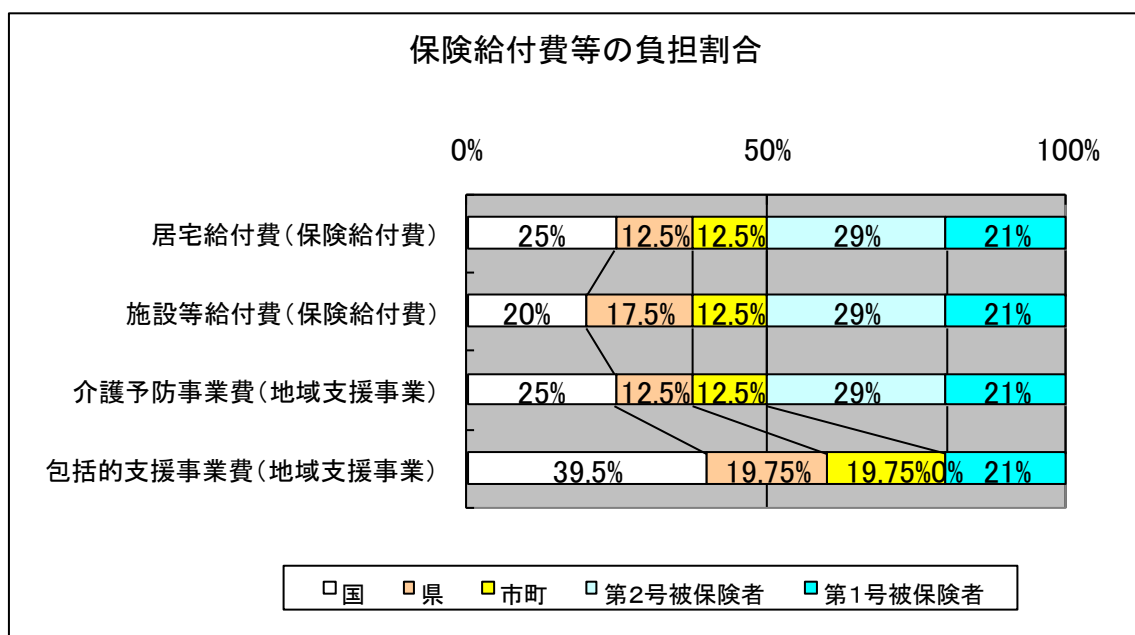
介護サービスの充実と利用者の拡大により保険給付費が増大すること、保険給付費の第1号被保険者負担割合が第4期の20%から第5期は21%になったこと、さらには、平成24年度より介護報酬が平均1.2%引き上げられたこと、国から交付される調整交付金の交付率が大幅に低下したことなどが挙げられます。

### (2) 保険料の抑制措置

これに対し、広域連合では保険料負担を抑えるために、介護給付費準備基金を取崩して保険給付費に充当するほか、保険料率の見直しなどの措置を講じました。また、愛知県から財政安定化基金取崩による交付金も活用し、保険料の急激な増加を抑制しています。

### (3) 保険料の公費負担

介護サービスに必要な費用（保険給付費等）は、下のグラフのとおり全体の50%を国、県、市町からの公費で負担しています（包括的支援事業は79%）。残りの50%のうち第1号被保険者で21%を負担します。介護保険料は、この第1号被保険者21%の負担分を1人当たりの月額に算定したものです。





## 10 事業計画推進のための方策

### (1) 公正・公平な認定調査の推進

新規申請及び要支援者新規申請に対する調査は、広域連合職員が実施し、公正・公平さを確保します。

### (2) 保険者機能の強化

保険者として適切なサービス運営を図るため、地域密着型サービス事業者の指定・指導監督及び実地指導・監査を関係市町と調整及び連携を取りながら実施します。

### (3) 苦情、相談等への対応

寄せられた苦情・相談に対しては、必要に応じて訪問等によりきめ細かな説明を行い、早期の解決に努めます。さらに、苦情・相談の事例について、認定調査員研修及びサービス事業者連絡会議等において問題点を検討し、対応を充実させていきます。

また、介護保険制度や保険料に対するご理解とご協力を得るため、関係市町の広報紙への記事掲載や、被保険者証等の送付の際にパンフレット等を同封し周知に努めます。具体的なサービス内容に対する苦情・相談については、個人情報保護に配慮しつつ、対象事業所に情報提供を求めるとともに事実確認を行い、必要に応じて改善を働きかけます。

### (4) 関係市町、関係機関等とのネットワークの構築

地域包括ケアシステム推進のため、関係市町、地域包括支援センター、研究機関、NPO、地域住民団体等と連携し、情報の共有、担当者会議などによる意見交換、研修等を行います。特に認知症対策、高齢者虐待防止対策及び見守り体制等の推進のため、引き続き、認知症地域支援推進員等関係機関とのネットワークの構築及び拡充を推進していきます。

### (5) 事業計画の進行管理

介護保険事業計画推進委員会は、要介護者等の人数の推移や施設及び居住サービスの利用状況、介護サービスの質など介護保険事業計画の達成状況を分析評価し、介護保険制度の適切な運営に向けての進行管理を行うとともに、第6期介護保険事業計画の策定に向けて、平成26年度までに第5期介護保険事業計画の見直しを行います。

また、地域包括支援センターの活動や地域密着型サービスの地域介護施策の充実に向けて、地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会は評価及び検討を行い、介護保険事業計画推進委員会に報告します。

お問い合わせは……

◎知多北部広域連合事業課（東海市しあわせ村内）

- 保険料に関すること 資格管理係 電話 052-689-2261
- 要介護認定に関すること 認定係 電話 052-689-2262
- 保険給付・地域支援事業に関すること 給付係 電話 052-689-2263

◎要介護認定等の申請窓口は……

- 東海市の方は 東海市健康福祉課（東海市しあわせ村内） 電話052-689-1600（代表）  
東海市役所福祉・介護保険関係（窓口） 電話052-603-2211（代表）  
0562-33-1111（代表）
- 大府市の方は 大府市役所福祉課 電話0562-47-2111（代表）・0562-45-6289
- 知多市の方は 知多市役所福祉課 電話0562-33-3151（代表）
- 東浦町の方は 東浦町役場福祉課 電話0562-83-3111（代表）

◎介護予防事業の内容に関する問合せは……

- 東海市の方は 東海市健康福祉課（東海市しあわせ村内） 電話052-689-1600
- 大府市の方は 大府市健康推進課（保健センター内） 電話0562-47-8000
- 知多市の方は 知多市健康推進課（保健センター内） 電話0562-33-0050
- 東浦町の方は 東浦町健康課（保健センター内） 電話0562-83-9677

◎介護予防、その他各種のご相談は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターへ

地域包括支援センター名	所在地	電話番号 (ファックス番号)	担当する小学校区
東海北包括支援センター	東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村健康ふれあい交流館 内	052-689-1606 (ファックス:052-602-0381)	緑陽、名和、渡内 明倫
東海東包括支援センター	東海市加木屋町南鹿持27番地の1 東海市立加木屋デイサービスセンター内	0562-31-3312 (ファックス:0562-34-7373)	富木島、船島、加木屋、 三ツ池、加木屋南
東海南包括支援センター	東海市富木島町八幡南20番地 介護老人保健施設東海内	052-601-5050 (ファックス:052-601-8815)	平洲、大田、横須賀
大府包括支援センター	大府市江端町六丁目13番地1 大府市ふれあいサポートセンター内	0562-45-5455 (ファックス:0562-45-5440)	共和西、共長、吉田 石ヶ瀬
大府包括支援センター東分室	大府市東新町一丁目219番地 大府市社会福祉協議会内	0562-48-1051 (ファックス:0562-46-9560)	大府、神田、北山 東山、大東
知多包括支援センター	知多市緑町32番地の6 知多市福祉活動センター内	0562-39-2551 (ファックス:0562-33-4005)	知多市全域
東浦包括支援センター	東浦町大字石浜字岐路28番地の2 東浦町勤労福祉会館内	0562-82-2941 (ファックス:0562-82-2945)	東浦町全域

※同一の小学校区内であっても、担当する地域包括支援センターが異なる場合があります。  
詳しくは、各地域包括支援センターにお問い合わせください。